

平成28年10月号 施設課通信

ページ番号205672

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

 シェア

2016年10月3日



今回は、施設課から平成28年8月に竣工しました京都市中京消防署 京都市立病院消防出張所について紹介します。

◎ 敷地・建物概要

1. 住 所 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
2. 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建て
3. 敷地面積 328.96㎡
4. 延べ床面積 約318㎡
5. 運用開始 平成28年10月1日
6. 建物概要 1階...車庫・救急消毒室・多目的便所・倉庫, 2階...事務室・食堂・待機室・浴室・女性用勤務設備ほか
7. その他施設 駐輪場, 太陽光発電設備, 自家発電設備, 太陽熱利用設備
8. 配置車両 高規格救急車, 高度救急救護車



外 観

屋根は勾配屋根とし、京都の町家をイメージして縦格子を設置し景観に配慮しました。



1階多目的トイレ

車椅子での来庁者に配慮



1階救急消毒室



1階玄関ホール



2階男性待機室

京都で産出された木材（みやこ杉木（そまぎ））を使用



2階事務室

窓ガラスに複層ガラス及びLOW-Eガラスを採用し、冷暖房の負荷の軽減を図りました。



1階駐輪場

◎ 担当者から一言

今回の出張所建設に当たり、外観は京都の町屋をイメージして、縦格子及び壁面に桧羽目板張り(みやこ杉木)を採用し、建物全体の統一化を図りました。さらに、室外機置場にも縦格子を設置し、周辺から室外機が見えないように工夫しました。また、玄関前通路及び1階駐輪場の舗装に透水性舗装を採用し、水溜りができないように配慮するとともに、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、LED照明の採用など、環境にも配慮した庁舎としています。

建物内装は、1階玄関ホール・2階事務室・2階待機室等の天井を杉羽目板張り仕上げ、2階待機室・2階宿直室の床を桧無垢フローリング仕上げ(共にみやこ杉木)とし、また、2階廊下部分の天井に天窓を設置するなど、できるだけ自然光を取り入れ、室内が明るく、温かみのある仕上げとしました。

京都消防に新たに仲間入りした京都市立病院消防出張所を、よろしく申し上げます。

平成28年
10月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年10月号](#)
平成28年10月号 予防タイムズ・リターンズ

平成28年10月号 予防タイムズ・リターンズ

ページ番号205732

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)[シェア](#)

2016年10月3日



先輩

やっと涼しくなってきたな。

後輩

秋ですね。観光シーズンですね。市内は観光客でいっぱいです。

先輩

宿泊施設はどれも満員みたいだな。

後輩

そう言えば、この前、宿泊施設の検査で消防用設備の不備が認められました。建物の所有者さんに是正指導したいのですが、誰か分からないんです。

先輩

検査の立会いはなかったのか？

後輩

建物の管理をしている方に立会いをしてもらいましたが、所有者の連絡先は言えない、また、所有者の了解がなければ不備事項の改修はできないと言っています。

先輩

質問しても答えてもらえないのか？

後輩

はい。回答をもらうための良い方法はないでしょうか？

先輩

消防法第4条や第16条の5の規定に「資料提出命令権」や「報告徴収権」という権限について書いてあるのを知っているよね？

後輩

聞いたことはありますが...

先輩

整理してみよう。

下の条文の中で、赤字の部分がいつもの立入検査で君がやっていることだよ。青字の部分が資料提出命令や報告徴収のことだ。

消防法**(資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査)**

第四条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して**資料の提出を命じ、若しくは報告を求め**、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第五条の第三第二項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に**質問させる**ことができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

(略)

(質問、検査等)

第十六条の五 市町村長等は、第十六条の三の二第一項及び第二項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して**資料の提出を命じ、若しくは報告を求め**、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を取去させることができる。

後輩

えっ！「資料提出命令」って違反処理じゃないですか。そこまですることはないんじゃないですか？

先輩

おいおい、勘違いするなよ。確かに、資料提出命令も報告徴収も特定の者に義務を課すので、不利益処分であることは間違いない。でも、不利益処分イコール違反処理ではないよ。違反処理は、行政指導である警告の段階から始まるのだけれど、違反是正を促す意思表示のことを言うので、消防法第4条に規定する資料提出命令や報告徴収は違反処理ではないよ。

建物の所有者は登記簿謄本を取れば分かるけれど、売買や相続をしても未登記や登記手続き中のものもあるよね。管理者が所有者についての質問に答えないのであれば、報告徴収をすればいいよ。報告徴収は、参考にする図書でも、立入検査権や質問権と同じで、特別に厳格さが要求されていないと解説されているので、予防行政上、十分に活用すべき権限と考えて、積極的に使って欲しいな。

行政手続法**(定義)**

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

四 不利益処分 行政庁が、**法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し**、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(略)

京都市消防局違反処理規程**(用語の定義)**

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 違反処理 警告、命令、特例認定の取消し、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行又は略式の代執行によって、違反の是正又は出火危険、延焼拡大危険若しくは火災による人命危険（以下「火災危険」という。）の排除を図るための行政上の措置をいう。
- (2) 警告 違反事実又は火災危険が認められる事項について、防火対象物及びその他のもの（以下「防火対象物等」という。）の関係者（法第2条第4項に規定する関係者をいう。以下同じ。）並びに行方者（以下「関係者等」という。）に対して当該**違反の是正又は火災危険の排除を促す意思表示**をいう。
- (3) 命令 法の命令規定に基づき、防火対象物等の関係者等に対して強制的に**違反の是正又は火災危険の排除を促す意思表示**をいう。

後輩

回答を断られたらどうしましょう？

先輩

消防法第4条の資料提出命令や報告徴収は、京都市消防局違反処理規程事務処理要領第11条の規定により、資料提出命令書や報告徴収書という文書で伝えることになる。不服があるときの審査請求等について教示が書かれているので、相手方は真剣に考えてくれることが期待できるよ。

また、拒否や虚偽報告等をするると罰則があるので、必要に応じて交付時に口頭で教示するという手もあるね。

消防法

(三十万円以下の罰金の罪)

第四十四条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

(略)

- 二 第四条第一項、第十六条の三の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の五第一項若しくは第三十四条第一項(第三十五条の三第二項及び第三十五条の三の二第二項において準用する場合を含む。の)の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

後輩

虚偽報告等に対する罰則があるというのは、確実な実効性が期待できますね。

消防法施行令第21条の改正により、宿泊施設では、営業開始が平成27年3月31日以前のもは経過措置として平成30年3月31日までに、平成27年4月1日以降のもは即時に、面積にかかわらず自動火災報知設備を設置しなければならないとなっています。市民からの通報や京都市民泊施設実態調査に基づいて民泊指導をしています。営業開始日を質問しても、嘘っぽい回答や民泊そのものをやっていないと言い張るときがあるので、こんなときは報告徴収を使えばいいですよ。

ところで、資料提出及び報告徴収の違いがよくわからないんですが？

先輩

既にある文書等を出させるのは「資料提出」、新たに文書を作って出してもらうような場合は「報告徴収」だと考えればいいよ。

資料提出及び報告事項の対象

- 1 資料提出命令：すでに作成された、又は作成される予定の文書等を提出するもの。
対象物の実態を把握するための一切の文書が対象。

(例)

- ・ 危険物品
- ・ 消防法令上の各種届出書等
- ・ 建物の図面等
- ・ 設備の維持管理に関する委託契約書
- ・ 建物等の賃貸契約書

- 2 報告徴収：資料提出以外で、報告するための文書を作成し、提出するもの。
資料提出より広範かつ細部にわたる。

(例)

- ・ 危険物品の在庫数量、使用量等
- ・ タンクの腐食の状況
- ・ 権原者の職氏名
- ・ 違反事項の改善計画
- ・ 違反箇所の改修が遅延している理由

(参考文献：近代消防社「消防法の研究」)

後輩

なるほど。営業開始日の書いてあるパンフレットの提出は「資料提出」、「何年何月何日から営業を始めています。」と一筆書いてもらうのが「報告徴収」ですね。

先輩

そんなイメージで大丈夫だ。立入検査だけじゃなくて、下方吸引型の無煙ロースターを使っている焼肉屋で、ダクト火災が繰り返し発生しているようなときに、ダクトの清掃計画を報告徴収により出させるというのも、再出火防止対策として有効じゃないかな。「予防対策を真剣に考えないとアカンぞ！」というアピールにもなるね。

後輩

なるほど！資料提出命令と報告徴収は違反処理のためだけにあるんじゃないんですね。この2つを活用すれば、防火対象物の実態把握や予防対策を進める上で非常に有効であることが分かりました。

先輩

有効だけど、どの程度の資料・報告を求めるかは警察比例の原則にのっとり、関係者に過大な負担を与えてはダメだ。例えば、具体的な火災危険がないにもかかわらず、建物全体の電気配線図を新たに作成させる等は過大な負担に当たるよね。

後輩

分かりました。慎重な配慮も忘れず、積極的に使っていきます。

第8号様式（第11条関係）

京都市 消防署（消防局） 達第 号
（京都市達消 第 号）
年 月 日

（住 所）

（氏 名） 様

京都市 消防署長 印
（京都市消防長）
（京都市長）

資 料 提 出 命 令 書

所在地
名 称
用 途

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項（第16条の5第1項）の規定に基づき、下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

敬 示

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

第9号様式(第11条関係)

京都市 消防署(消防局) 達第 号
(京都市達消 第 号)
年 月 日

(住 所)

(氏 名) 様

京都市 消防署長 印
(京都市消防長)
(京都市長)

報 告 徴 収 書

所在地
名 称
用 途

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項(第16条の5第1項)の規定に基づき、
下記事項を平成 年 月 日までに、消防署に文書をもって報告するよう要求する。
なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰され
ることがある。

記

報告内容

教 示

この処分不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、
京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があ
った日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。
また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する
京都市長の裁決を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方
裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる(訴訟において京都市を代表する者は、京
都市長となる。)。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日(京都市長に審査請求
をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経
過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

第10号様式(第11条関係)

資 料 提 出 書
報 告 書

(宛先)京都市 消防署長 (京都市消防長) (京都市長)	年 月 日
住所 氏名	印

年 月 日付け京都市 消防署(消防局) 達第 号(京都市達消
号)により 資料提出命令 された次の 資料
報告要求 報告書 を提出します。
なお、提出した資料については、用済みの後 返還 処分 してください。

資 料 等	
-------	--

注 該当する口には、レ印をしてください。



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

- [北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年10月号](#) 平成28年10月号 救急の窓

平成28年10月号 救急の窓

ページ番号 205674

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2016年10月3日



京都鉄道博物館において救命講習 &救急フェスタ2016を開催!



救急課では、平成28年9月1日、本年4月にオープンした下京区にある京都鉄道博物館において、普通救命講習を開催しました。普通救命講習の講師として、昨年7月の祇園祭山鉦巡行を観覧中に、曳き手の男性が突然倒れた際、駆け寄って応急手当を行い救命された鈴木 みちる氏(京都府立盲学校養護教諭)や、応急手当の普及とAED(自動体外式除細動器)の設置を推進する安心救急ネット京都登録事業所の応急手当普及員12名が参加し、一般募集の受講者など97名に対して、応急手当の重要性や心肺蘇生法などの指導を行いました。



最初に、鈴木氏とKBS京都の木村 寿伸 アナウンサーが、KBS京都が撮影した映像(事故現場に居合わせた鈴木氏が応急手当を行っている場面)を見ながら、応急手当の重要性について、当時を振り返って対談されました。鈴木氏は、「私は完璧な応急手当ができた訳ではありません。でも、その場でできることを考え、行動することが大切です。」と受講者にメッセージを送られました。



左: 京都府立盲学校養護教諭 鈴木 みちる氏

右: KBS京都アナウンサー 木村 寿伸氏

続いて、実技講習では、応急手当普及員が受講者を10のグループに分け、心肺蘇生法やAEDの取扱い、窒息時の応急手当など、熱意のこもった指導を行いました。指導を行った応急手当普及員は、日頃、事業所において、応急手当の普及啓発に取り組んでおられますが、今回は、事業所の枠を超えて様々な受講者に指導ができたことで、自身の指導力の向上を図るとともに、各事業所の取組を一般の方に広く知っていただけたことと思います。今後も、このように工夫を凝らした救命講習を実施することによって、救命講習に関心がなかった方々に対し、救命講習の受講機会を提供していきたいと思ひます。

応急手当普及員(安心救急ネット京都登録事業所)

- ・ 医療法人社団育生会 久野病院(出店氏)
- ・ 龍谷大学(坂本氏, 田中氏, 寺田氏, 三浦氏)
- ・ 京都ブライトンホテル株式会社(松村氏)
- ・ 福田金属箔粉工業株式会社(中山氏)
- ・ 一般社団法人 日本自動車連盟京都支部(加藤氏)
- ・ 西日本旅客鉄道京都支社(井伊氏)
- ・ 洛和会ヘルスケアシステム(清野氏)
- ・ 京都教育大学附属桃山中学校(渡辺氏)
- ・ セコム株式会社(武内氏)

※ 順不同



また、9月9日には、京都市市民防災センターにおいて「救急フェスタ2016」を開催しました。医師による講演や一般市民の方による応急手当の事例発表のほか、近隣保育園の園児たちを迎えて、京都市消防音楽隊の演奏や子供救急隊コーナーを設けるなど、内容を充実しました。



安心救急ネット京都推進会議議長 向井 博一氏
(京都市危険物安全協会名誉会長)



京都府医師会理事 濱島 高志氏
(濱島医院 院長)

今回の音楽隊は、「子供の救急事故予防」をテーマとし、溺水、窒息及び交通事故など、家庭内や屋外で発生する様々な事故について、子供の年代別に取上げて注意を促しました。



医師による講演は、京都第二赤十字病院救命救急センターの成宮 博理 医師に、「蘇生ガイドライン2015の概要」や「救命の連鎖における医療機関の役割」をわかりやすくお話していただきました。続く応急手当の事例発表では、路上で心肺停止となった男性に対して応急手当を実施し、救命した小島 美穂 氏と口頭指導を行った京都市消防指令センターの澤井 消防士長が、救急事故発生当時を振り返りました。

小嶋氏は、「どのように対処すべきか迷いましたが、澤井さんからの口頭指導を受け、この人を助けたい一心で救急車が到着するまで胸骨圧迫を続けました。」「倒れた方が、一命を取り留めたことを知り、安心しました。」「とお話されていました。成宮 医師から「この人を助けたいと思う気持ちは医師も同じです。このように、救命の連鎖が繋がったことは非常に喜ばしいことです。」と述べられました。



京都第二赤十字病院 救命救急センター・救急科
副部長 成宮 博理 医師

119番通報から救急車が現場に到着するまでの時間は、京都市では平均6分32秒(平成27年中)掛かっており、心臓や呼吸が止まった人を救命するためには、この間に現場に居合わせた方(バイスタンダー)が勇気を持って周囲の人たちと協力し、自分にできることを1秒でも早く行うことが大切です。救急課では、今後も様々な機会を通じて、応急手当の普及啓発やAEDの設置を勧奨していきます。



左:京都市消防局 警防部指令課 澤井 一博 消防士長
右:小嶋 美穂 氏



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年10月号](#) 平成28年10月号 指令課通信

平成28年10月号 指令課通信

ページ番号205670

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年10月3日

指令課通信



119番通報時等における 多言語通訳の活用実績等について

指令課

◆◆ 始めに ◆◆

「トラベル・アンド・レジャー誌」で、平成26、27年と2年連続人気投票第1位を獲得した京都市は、平成27年の年間観光客数が5,684万人、宿泊客数が1,362万人をそれぞれ記録し、共に過去最高となっています。そのうち外国人宿泊客数にあって、過去最高となる316万人に上り、前年比73%(133万人)増となっています。

◆◆ 多言語通訳体制とは ◆◆

このような状況下において、当局では、日本語での意思疎通が困難な方々に対する災害対応(119番通報や災害現場)を円滑に行うため、民間通訳事業者による電話同時通訳サービスを用いた5箇国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語)対応の多言語通訳体制を、平成25年10月1日から運用しています。

◆◆ 利用イメージ ◆◆



◆◆ 活用実績について ◆◆

運用開始以来、活用実績は下表のとおりとなっています。

【災害対応に係る活用実績】(平成28年7月24日現在)								(単位:件)
	英語	中国語	韓国・朝鮮語	スペイン語	ポルトガル語	その他	合計	
119番通報時	50	6	0	0	0	0	56	
災害現場活動時	73	40	6	4	0	3	126	
合計	123	46	6	4	0	3	182	

【災害対応以外の活用実績】(平成28年7月24日現在)								(単位:件)
	英語	中国語	韓国・朝鮮語	スペイン語	ポルトガル語	その他	合計	
問い合わせ等	33	5	0	1	0	1	40	
通報訓練	3	5	4	1	0	0	13	
合計	36	10	4	2	0	1	53	

◆◆ 活用実例について ◆◆

活用にあっては、英語によるものが半数以上を占めますが、その中には、母国語が英語ではない外国人の方による英語の通報も多数あります。また、いわゆる「訛り」等により、会話当初に通訳サービス担当者と会話がかみ合わないといったことも、まれにあります。さらに、外国語での通報を受信し、通訳が必要と指令センター員が判断した場合における、「通訳が対応しますので、電話を切らずにお待ちください」という内容の5箇国語対応の案内文は、各言語ごとにマニュアルが用意されているものの、どの言語で案内すればよいか、瞬時の判断に迷う場合もあります。

しかし、運用開始以来、本サービスの活用により、外国語による通報時における情報聴取は、おおむね良好に行われています。

◆◆ 最後に ◆◆

2020年開催予定の東京オリンピックを4年後に控え、京都市を訪れる外国人観光客数は更に増加することが見込まれる中、日本語での意思疎通が困難な外国人観光客の方々に対する多言語通訳体制の有効活用により、さらなる消防目的の達成及び「世界一安心安全・おもてなしのまち京都」の推進を図れるものと考えます。

平成28年
10月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

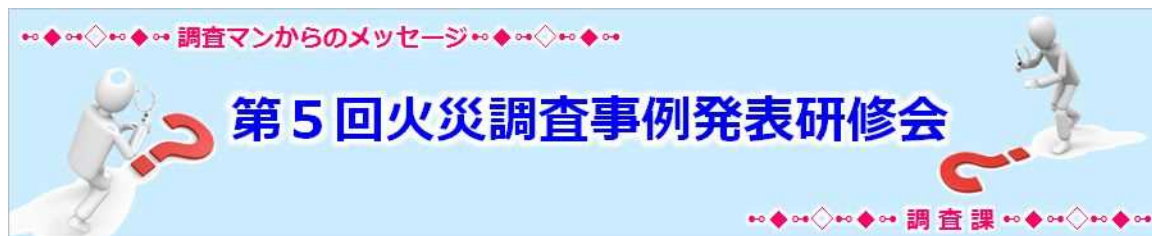
平成28年10月号 調査マンからのメッセージ

ページ番号205673

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年10月3日



近年、都市構造の変化による建物不燃化等の推進、家庭内で裸火を使用しない安全な火気設備の普及、防火・防犯に対する地域住民の取組等により、一昔前に比べて炎上火災の件数が急激に減少しています。

一方で、小型の充電地やコンピューター等を使用した新しい家電製品の急速な普及、新しいエネルギーを使用した自動車の登場など、目まぐるしい技術革新に伴う新しいスタイルの火災も発生しつつあります。

これらの、変化しつつある火災の調査を担当する職員の調査レベルの更なる向上を図るため、市内で発生した火災を対象に、火災調査に関する様々な課題、例えば火災調査の進行に苦勞した点、再発防止に向けて取り組んだ点等について、当該火災調査を担当した職員による「火災調査事例発表研修会」を実施しました。

なお、今回から京都府内の各消防本部にも参加を呼び掛けた結果、総数で100名近い参加が得られ、大変、活発な研修会となりました。

◎ 実施日時.....平成28年8月26日 午後1時30分から午後4時30分まで

◎ 実施場所.....消防局本部庁舎7階作戦室

◎ 参加(聴講)者...96名(京都市消防局58名、府内14消防本部38名)

◎ 発表内容(以下の7事例)

事例1 リコール製品の火災調査とその後の業者指導【中京消防署】

リコール品のガスハンドトーチによる火災事故の発生に伴い、メーカーに対する再発防止策の推進や関係団体等への情報提供、今後の指導内容と結果について発表した。

事例2 年末に高速道路上で発生した車両火災事例【伏見消防署】

大晦日に、名神高速道路上で発生した車両火災に対し、車両の保管場所の確保や車両の移動手段の調整、車両メーカーとの調整等について、消防機関として知っておくべきポイントや車両火災の出火原因について発表した。

事例3 大規模火災における効率的な火災調査の進め方について【左京消防署】

火元建物を含め、周辺建物に拡大した大規模木造建築の建物火災で、調査開始から終了までに数日を要した大規模火災に対する、警察機関等との綿密な調整、調査活動に関する効率的な調査要領と労務管理について発表した。

事例4 安全対策が施された電気クッキングヒーターからの火災事例【中京消防署】

既に火災予防に関する改善対策が行われた電気クッキングヒーターからの火災で、メーカーや関係機関等との鑑識、再現結果等を基に、指導した結果について発表した。

事例5 ノートパソコンからの火災事例【左京消防署】

ノートパソコンのバッテリーの製造不良により出火した製品火災事例で、製造不良に至った要因の追求と再発防止対策について発表した。

なお、同製品は、後日、メーカーからリコール対策が発表された。

事例6 テレビドアホンからの火災事例【上京消防署】

既にリコール製品として公表されている製品からの出火について、一般的に知られていないめずらしい発生原因の説明とメーカーに対する指導内容等について発表した。

事例7 電気カーペットからの出火を疑わせた火災の再現実験結果について【山科消防署】

当初は電気カーペットからの火災であると疑われた火災について、鑑識調査及び再現実験の実施により、真の火災原因の立証に結び付けた内容について発表した。



会場の風景



発表風景

平成28年
10月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年10月号](#) 平成28年10月号 教養課通信

平成28年10月号 教養課通信

ページ番号206079

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年10月3日

❖❖ 教養課通信 ❖❖

京都市消防学校と京都府立消防学校の初任教育生が 合同教育を実施！

❖❖ 消防学校 教養課 ❖❖



平成27年9月8日開催の門川 大作 京都市長と山田 啓二 京都府知事による懇談会で、平成29年度から、京都市消防学校と京都府立消防学校が共同して京都市消防学校の施設を使用し、消防職員の教育を行うことが合意されました。

平成28年度はその試行として、初任教育生の合同入校式と約1箇月間の合同教育を実施することが決定され、これを受けて京都市消防学校 教養課と京都府立消防学校では、来年度からの共同化に向けて様々な協議を重ねているところですが、この度、8月29日から9月21日まで、京都市消防学校で合同教育を実施しましたので、その結果についてお知らせします。

京都市消防学校は、昭和23年3月7日の自治体消防発足と同時に設置されて以来、今年で68年が経過しました。一方、京都府立消防学校は、昭和51年9月1日に設置され、今年で40周年を迎えました。京都府立消防学校が設置されるまでは、府内には京都市にしか消防学校がなかったため、府内の消防本部で採用された職員も、京都市消防学校で京都市の消防職員と共に初任教育を受講していました。そのため、団塊の世代以前の先輩職員には、府内の消防本部に同期生がいて、相互に情報交換や連絡を取り合うなど、同期生のつながりでの消防本部間の連携も見られました。



京都市消防学校



京都府立消防学校

しかし、京都府立消防学校の設置に伴い、昭和51年4月に入校した第77期生を最後に、京都市以外の府内の消防職員の教育は京都府立消防学校で実施されることとなり、第78期生以降の京都市の消防職員には、府内の消防本部に同期生がいません。また、第77期生の中で最も若かった職員も、今年度末に定年退職を迎えるため、来年4月からは京都市の消防職員で府内の消防本部に同期生がいる職員は誰もなくなります。

このようななか、京都市消防学校の第152期初任教育生の39名(男性38名、女性1名)と京都府立消防学校の初任科第43期生の52名(男性51名、女性1名)が、初任教育の最終段階となる時期に合同教育を行うこととなりました。

この合同教育と共に、試行として4月6日に実施した合同入校式の様子については、既に「Web京都消防」平成28年5月号のアルバムのページ(※)に掲載し、両校の初任教育生の緊張した面持ちと初々しい姿を紹介しました。合同入校式後、両校の初任教育生は、それぞれの消防学校で5箇月間にわたって消防士になるための基礎的な知識の習得や、消火、救助、救急といった現場活動に不可欠な基本的な技能と体力を身に着けるため、講義では専門用語や法令に格闘し、想像以上の厳しい訓練では気力と体力を振り絞って取り組んできました。合同教育では、この5箇月間の教育訓練で身に着けた知識や技能の習得状況を確認するとともに、更にもう一步向上させるためのカリキュラムを組み、両校の教官が総力を挙げて指導を行いました。

※ 「Web京都消防」平成28年5月号のアルバムページ「京都市消防学校・京都府立消防学校 合同入校式」は[こちら](#)！

合同教育の主な内容としては、(1)事業所の査察(立入検査)、消防用設備、火災原因調査といった火災予防業務の実習、(2)3通りの建物火災を想定した消火応用訓練、(3)初任教育の集大成となる総合訓練(学校長視閲訓練)の3つを中心に、京都市消防学校がある消防活動総合センターの各施設を有効に活用した実践的な教育訓練としました。

まず、事業所の査察(立入検査)実習では、総合訓練棟4階に飲食店に模した部屋を作り、その飲食店を実際に立入検査して、防火管理上の不備や必要な指導内容などの査察結果をグループごとに発表しました。また、消防用設備の実習では、消防活動総合センター内に設置されている消防用設備の実物を使用しての研修のほか、「オートロック式マンションで火災報知器が鳴っている。」との119番通報により、消防隊として出動したときの活動要領について実習しました。さらに、火災原因調査の実習では、総合訓練棟の実火災訓練室内に生活感あふれる模擬の部屋を作り、その部屋を実際に燃やし、燃えた後の部屋で火災原因調査の要領を実習しました。

そして、消火応用訓練では、木造2階建て住宅、2階建て共同住宅、中高層建物での火災を想定し、それぞれの建物構造に合った訓練施設を活用して、寮室(定員6名)を単位とした小隊ごとに、現場到着から実放水までの一連の活動要領を繰り返し訓練しました。

これらの実習や訓練は、人数が多くて周囲で見ているだけで終わってしまったという者がいないよう、91名を3班に分けて、班ごとに日替わりで実施内容を変えて指導し、一人一人が全ての実習と訓練をしっかりと行えるよう配慮しました。その結果、初任教育生にとって、合同教育までに習得してきたことを実習や訓練を通じて実際に体験し、理解を深めることができたのではないかと思います。

合同教育の様子



通常点検



大教室での授業



消防用設備の実習



火災原因調査の実習



消火応用訓練

合同教育の最終日には、初任教育で身につけた訓練礼式の動作と消防、救助、救急の技術を両校の学校長に披露するため、91名全員で総合的な訓練を行いました。また、この訓練には、府内の消防本部の消防長のほか、初任教育生の御家族など、約300名の見学者も来場されました。訓練は、学校長による点検から始まり、停止間の各個訓練と停止間・行進間の小隊訓練、救助の基本訓練と応用訓練、消防の基本訓練と応用訓練を順に実施し、それぞれに息の合った訓練を披露した後、最後は全員で32口の筒先から一斉に放水を行い、訓練を締めくくりました。この訓練で合同教育のカリキュラムを終えた両校の初任教育生の顔は、6箇月間の初任教育の集大成として、そして合同教育の成果として精一杯やり遂げた清々さと、厳しい訓練に耐えた互いの成長を称え合う笑顔にあふれていました。

合同訓練披露の様子



通常点検



救助基本訓練



消防基本訓練



消防応用訓練

一斉放水訓練



訓練を見学される御家族

今回の合同教育を通じ、最初は遠慮し合い、まとまりのなかった両校の初任教育生も、同じ寮室で寝起きをし、同じ釜の飯を食べながら、共に学び、共に汗し、共に助け合い、共に夢を語り合う、そんな時間を一緒に過ごす間に、それぞれに期生の呼び名は違っても、自然と同期生としての一体感が生まれていきました。まさに、第77期生から40年のときを経て、京都市消防局と府内の消防本部との同期のつながりが再び築かれたのです。今後、緊急消防援助隊の京都府隊としての活動をはじめ、消防本部の枠を超えた活動をするときなど、この同期のつながりが大いに役立ち、京都府内の消防力の向上につながるものと考えます。

来年度は、本格的に京都市消防学校と京都府立消防学校の共同化がスタートしますが、今回の合同教育や合同入校式の結果を踏まえて、更に効果的な消防職員教育が行えるよう、引き続き両校間で共同化に向けた協議と必要な整備を進めていきます。

平成28年
10月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る





現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年10月号](#)
平成28年10月号 わが社の防火防災自慢

平成28年10月号 わが社の防火防災自慢

ページ番号205649

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

2016年10月3日

**わが社の防火防災自慢**
**お客様と地域住民に
安全に御利用いただける施設(モール)**
イオンモール京都桂川
ゼネラルマネージャー 金森 修氏 

始めに

当社は、イオングループの中核企業としてデベロッパー事業を担い、ショッピングモールの開発・運営に当たり、専門店の企業をはじめとするパートナーと共に、地域のお客様から愛されるモールづくり、運営を行っています。

イオンモール京都桂川は、2014年10月に京都市南区と向日市にまたがる麒麟ビル京都工場跡地の再開発地区である「京都桂川つむぎの街」の一角に開設したショッピングモールです。当モールは、地上4階・地下1階建てのモール棟と、スポーツクラブが入る地上2階建てのフィットネス棟で構成され、総合スーパー「イオンスタイル京都桂川」を核店舗に、シネマコンプレックス「イオンシネマ」など、約220の専門店で構成しています。

建物は、古より伝わる「京都」・「和」の意匠から抽出した伝統的な要素を取り入れ、京都の景観に調和させることで、賑わいを演出しています。「知恩院」の大屋根をイメージしたJR桂川駅からつながる2階のエントランス、円形窓や行灯の明かり、桂離宮の深い軒や市松模様、向日市の竹林など、地域の皆様には馴染み深く、また、観光で来られた方には京都の風情を感じられるデザインを取り入れています。

防火・防災の取組について

当モールでは、お客様に安心してお買い物をしていただくことはもちろんのこと、万が一の有事の際にも、人命を守ることを第一にした防火・防災の取組を推進しています。

当モールにおける防火・防災管理体制

1. 当モールでは、有事に対応するために自衛消防組織を形成するとともに、組織を構成する各専門店には、防火・防災管理者を選任していただき、共同防火・防災管理体制を築いています。

2. 当モールでは、毎月第3水曜日を「防災の日」と定め、全ての専門店のスタッフが、あらかじめ定めたチェック項目に準じて自己チェックを行うことを義務付けているほか、2箇月に1回の頻度で施設管理者による現場確認も行い、不備の箇所については写真で記録を残し、指導を行っています。これらの自己、また、客観的な確認を厳しく行うことで、各従業員への日々の防災意識向上に努めています。

3. 自衛消防活動として、年に2回の消防訓練を実施しています。訓練では、全専門店に参加を義務付け、自衛消防組織に基づいたそれぞれの役割にのっとり、万が一の有事の際には、迅速にその役割を果たし、自身、また、お客様をはじめとする館内にいる方々の安全を最優先に行動ができるよう努めています。また、京都市、向日市と合同で「シェイクアウト訓練」を実施し、行政と連携した訓練にも取り組んでいます。

4. 万が一、周辺で甚大な被害が起きた際に、当モールの被害を軽減させるために、各コートやモール上部の吹抜け部分には天井自体を貼らない「スケルトン天井」としているほか、当モールのシネマコンプレックスは、有事の際において、天井が広範囲に落下しないように施工しています。そして、停電が起きた場合には、ガスで発電を行う「非常用発電機用ガスエンジン」を導入し、重要電源の確保を可能としているほか、断水時の飲料水を確保できるよう、仮設給水口を備えた約300㎡の受水槽を設置しているなど、地域の早期復興の一助となる機能も、多数、取り入れています。



年2回実施している消防訓練の様子

終わりに

近年では、2011年に起きた東日本大震災や本年4月にも熊本地震が起き、多くの方々が被害に遭われました。当社を含むイオングループでは、グループが持つ様々な資源やノウハウをフル活用して災害発生直後から支援を続けており、当モールで実施した募金活動でも多くのお客様から多くの御協力をいただきました。

ほとんどの災害を予期することは難しいかもしれませんが、日々の準備や心掛けを怠ることなく、常に備えることで、万が一の有事の際にも、その被害を最小限にとどめ、また、地域の早期復興に寄与していくことが、私たちイオンモールが地域で果たしていくべき役割であると認識しています。イオンモール京都桂川が、この地域になくてはならない存在となるよう、これからも、日々、努力をしていきます。

終わりに、訓練はもとより、日々の防火・防災活動に厳しくも懇切に御指導いただいている京都市南消防署の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成28年
10月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年10月号](#)
平成28年10月号 担当区ぐグット紹介

平成28年10月号 担当区ぐグット紹介

ページ番号205665

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

ツイート

シェア

2016年10月3日



ニの丸北学区は、伏見区南部に位置する向島ニュータウンの西側に位置し、9自主防災部で構成され、人口3,167人(平成27年9月1日現在の推定人口)、世帯数1,507世帯で、その約9割が11階建て以上の高層分譲マンションに居住している地域です。

それでは、当学区の最近の活動について紹介します。

平成26年度から、自主防災会全体で「災害時要支援者名簿」の作成に取り組んでいます。この名簿を見れば、高齢者や障害のある方が居住している世帯かどうか、また、支援が必要な世帯であるかどうか、分かるようになっています。これは、災害発生時に、迅速かつ確かな安否確認、救出救護活動の役に立てることを目的とするもので、平常時は各自主防災部ごとに作成し、管理するものです。しかし、個人情報の保護という壁もあり、初年度に完成したのは、自主防災部の2割の名簿にとどまりました。

そこで、ニの丸北学区では、更に名簿の作成を促進するため、学区の総合防災訓練において、全員が参加して課題を解決していくというワークショップとゲーム的要素を取り入れた独自の安否確認訓練を行いました。これは、「地域の集合場所」での活動を想定したもので、体育館に長椅子を並べてマンションの各階を表現し、20世帯の「震災被害想定」を配置しました。そこに、20名が避難者役として各自の被害想定を持ち、待機します。「訓練開始！」の合図で、別の20名が訓練参加者として被害想定を見に行き、そこで初めて想定を読み取ります。健康者は自分で歩いて避難してきますが、高齢者や障害のある方には介添えが必要で、誰かが付き添って連れて行く必要があります。ほかにも、想定に応じてパールやジャッキで救出したり、担架搬送や消火器を使用した消火をジェスチャーで行いました。集計係は、机に座って、報告された情報を用紙に記入し、自主防災部長が全体の指揮を執りました。20世帯全ての安否確認ができれば、集計用紙が完成し、終了となります。訓練が終了したときには、自然と拍手が沸き起こるなど、活気のある訓練となりました。

この訓練を、平成26年度と27年度の2回行い、安否確認、共助の大切さを感じてもらいました。その効果もあって、「災害時要支援者名簿」が新たに2つの自主防災部で作成され、平成28年3月末現在で、9自主防災部中、約半数の4自主防災部で名簿が作成されました。

これからもこの安否確認訓練を通して全自主防災部で名簿が作成されるよう、地域住民の方と連携しながら、我々消防職員がバックアップしていきたいと思えます。

学区総合防災訓練でのワークショップの様子



平成28年
10月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年10月号](#) 平成28年10月号 ザ☆救急

平成28年10月号 ザ☆救急

ページ番号205667

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年10月3日



ある当務の日の朝、出勤から帰隊すると消防電話が掛かってきました。それは、担当課長からの電話で、2～3の会話の後、

「ところで、京都消防の原稿依頼があつて...。」

「えっ、まさか！」

「書いてくれるか？」

「えっ、私が...。特に書くことなんてないですが、いいんですか？」

「経験も豊富やし、頼むわ。」

「分かりました。」

ということで、引き受けた訳ですが、正直、何を書いたらいいのか見当も付かず、2週間ほど考えてみました。

確かに、現場経験は嫌というほどしてきましたが、皆さんに伝えられるような特別な経験といわれると、なかなか思い浮かびません。それなりの経験を積み、失敗をする度に今度はこの経験を生かして失敗がないように活動しようと思ひ、更に経験を積み重ねてきたつもりでしたが、「これは！」というのが思い浮かびません。

それよりも、いつまでも記憶にあるのは、現場で聞いたり、言われたりした何気ない「ひとつこと」です。現場で経験したことは、自分ができるようになると当たり前になるらしく、体が勝手に動くようになり、記憶が薄らいでいきます。ところが、言葉というのは、何気ない「ひとつこと」でも、自分が関心を持った言葉であれば、いつまでも記憶に残っているものです。

そんな私の記憶に残っている「ひとつこと」の1つは、ある救急現場で隊長に言われたものです。

それは、救急隊員になって5年目ぐらいの頃にあった、あるCPA事案の現場での出来事です。隊長が先行し、もう1人の隊員と、現場までストレッチャーと資器材を持って行こうとした際に、「早く、しかもできるだけ近くに」という思いから玄関前まで搬送しようとした際、門から玄関までが近かったので通路がレンガ敷きであったのを見逃し、ストレッチャーが転倒しそうになりました。その様子を、玄関を入ったところで、傷病者の観察と処置を行っていた隊長が見ていて、

「慌てなくてもいいぞ。」

と「ひとつこと」。私は、その言葉を聞いた途端に冷静になり、その後の活動を落ち着いて行ったことを今でも覚えています。

それ以来、現場活動を行うとき、私はこの言葉を思い出し、周りの状況を確認し、冷静で迅速な活動ができるようにと心掛けています。また、この頃までは、私は隊長等からの指示がないと動けないような隊員だったのですが、この後ぐらいから、自分なりに考えて行動し、時には隊長に助言等を行い、自分に自信が持てるようになりました。

ほかにも、色々な「ひとつこと」がありましたが、もう1つ、紹介します。

これは、どちらかという笑い話になってしまうような言葉ですが、これも救急隊員になって同じような頃の話です。傷病者を病院に収容し、帰隊途上、消防指令センターから

「○○で、はっぼう事故があり、負傷者があるので指令します。」

と無線連絡がありました。救急車内で、「発報事故で負傷者？」と不思議に思っていたところ、その後の無線情報で「発砲事件」であることが判明したという事案でした。消防でよくいう「はっぼう」は「発報」で、消防用設備の自動火災報知設備が誤発報することです。 「人の話はよく聞け。」と言われるそうですが、本当にそうだと反省した現場でした。

このように、多分、誰にでも記憶に残っている「ひとつこと(言葉)」はあると思います。「ひとつこと」が教訓になるかどうかは、その言葉を受けた側の受け取め方次第だと思いますが、その何気ない「ひとつこと」が、受けた人の教訓になるような、そんな「ひとつこと」が掛けられるよう、私は今後も活動を行っていきたいと思います。



平成28年8月
▲中央が筆者

平成28年
10月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成28年10月号 あの日あの頃

ページ番号 205726

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年10月3日

あの日あの頃

震災のあの日

東山消防署 山田 陸哉



阪神・淡路大震災

情報があふれ、覚えることはできないし、忘れることも多い年齢になったが、あの日のことを忘れることはない。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から一週間ほどたった頃、私も兵庫県神戸市の長田消防署に派遣された。神戸には弟夫婦が住んでいたこともあり、以前から家族でもよく出掛けていた。六甲の山並みや神戸の港がお気に入り、思い出の多い町であったから、私は「精一杯頑張ってくる。」と意気込んで行った。

既に長田消防署に派遣されている消防隊と交代するため、マイクロバスで大阪を抜けて西に向かったが、長田に近付くにつれ、本で読んだ活断層の地震や都市直下型の地震がどのようなものなのか、分かってきた。

長田の町に立ったとき、焼けた臭い、ほこり、寒さ、遠くに聞こえるいくつものサイレン。焼け尽くされた町を歩く人。皆どこへ行くのだろうと思うと、胸が詰まった。

私たちは長田消防署に待機し、パトロールと火災出動に当たった。深夜にも出動があったが、私の隊は残留となった。長田消防署の署員の中には、もう1週間も家に帰っていない方や家族の安否が分からないという方もおられた。それでも私たちに、「パンがあります。自由に食べてください。」とか「トイレの使い方、コツがあるんですよ。一緒に行きましょう。」と、とても親切にしてくださった。

夜は、長田消防署の講堂の床に毛布を敷いて寝た。寒さに耐えて息を潜めていると月明かりが差し込んで、とても明るかったのを覚えている。

偶然

そんな中、あと1時間で交代部隊が到着するというときに出動が入った。倒壊したビルの地下から煙が上がっているというものだった。私が防火衣を着て消防車に乗り込もうとしたとき、「山田さん、誘導します。真ん中に乗せてください。」と言って、隊長席の横に長田消防署の署員が乗り込んできた。出動途上も「この道をまっすぐに行けば近いんですけど、高架が下がっていてダメです。迂回しましょう。」などと誘導をしてもらい、現場活動も無事に終えることができた。

長田消防署に帰隊したときには、交代部隊が到着していた。私たちの帰隊を待っていた上司から、活動の報告と消防車の引き継ぎを急いで済ませ、帰りのバスに乗るよう、指示を受けた。帰りの準備を急ぐように私が隊員に伝えて振り返ったとき、先ほど誘導してくれた長田消防署の署員が近付いてきて言った。私はお礼を言おうとしたが、彼が先に話し掛けてきた。

「山田さん、覚えていますか？」

「えっ。」

「福岡の意見発表会で一緒でしたよ。」

すぐには分からなかったが、言われて思い出した。いつだったか、私は、福岡県で開催された全国消防長会消防職員意見発表会に参加した。そのときのことだ。各支部の代表が舞台の袖に並べられた椅子に座って発表の順番を待っていたが、隣の近畿支部代表が神戸市消防局の職員だった。発表するまでは緊張して話さなかったが、私が先に終わり、彼が戻ってきてようやく、一言、二言、話をした。少し笑ったかもしれない。

ただそれだけの会話だったし、横一列に座っていたから私は顔もはっきり覚えていなかった。消防車の横で、きな臭い防火衣を着たまま、そこまでの記憶をたどって我に戻ったとき、「ありがとうございました。」と明るく言って、彼は消防署内に戻って行った。

後悔

再会というには、私の対応はあまりにも冷たかった。帰路、かつて友人や家族と肩を並べて歩いた神戸市街の惨状を目の当たりにし、言葉も出なかったが、倒壊した家を見るたびに、誘導してくれた長田消防署員の家はどうだったんだろうとか、御家族は大丈夫だったのだろうかなどと思いが巡り、「なぜ、追い掛けてでも、一言、声を掛けなかったんだろう。」と後悔した。

その後、仕事で何度か神戸を訪問した。神戸市消防局や水上消防署には行ったが、長田消防署に行くことはなかった。応援出動のあと、すぐにでも何か支援物資を持って会いに行けばよかったと今も後悔しているし、震災のニュースを見るたびに、長田消防署を離れる直前の一部始終がよみがえってくる。阪神・淡路大震災が忘れられない。



平成7年頃
下京消防署にて
▲前列右端が筆者



平成7年頃
下京消防署にて
▲前列左端が筆者

平成28年
10月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる